

(全児童配付)
令和4年5月13日

保護者の皆様

枚方市立殿山第二小学校
校長 山本 容子

運動場開放について（追加・変更の連絡）

立夏の候、保護者の皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、先日、実施についてお知らせをし、本日まで中止にしております運動場開放について、下記の通り、あらためてお知らせいたします。枚方市教育委員会からのお知らせ「放課後における校庭開放（児童の自由な遊び場）について」（別紙）に記載の枚方市施策等を踏まえての本校の対応となります。ご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

記

1. 運動場開放の実施時間等について（4月28日にお知らせしている分です。）

(1) 実施日、実施時間

令和4年5月16日（月）～5月20日（金）、15：30～17：00

(2) その他

- ①土曜、日曜、祝日の設定はありません。
- ②開放中止（天候不良を含む）の場合、学校にて子どもたちに指示をします。
- ③運動場開放への来校については、放課後に一度帰宅してからの場合に限定します。
- ④運動場開放については学校の管理外となっております。運動場開放中のけがや事故などについては教職員が対応できない場合があります。学校への行き帰りも含め、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とはなりません。
- ⑤子どもたちへの注意事項は下記3にてご確認ください。

2. 放課後における校庭開放（児童の自由な遊び場）について

（枚方市の施策です。校庭開放の名称で実施となります。）

(1) 実施日、実施時間

- ①令和4年5月23日（月）～令和4年9月、令和5年3月
（月 曜 日）15：30～16：30 （月曜以外）15：30～17：00
- ②令和4年10月～令和4年2月
（月曜～金曜）15：00～16：30

(2) その他

- ①土曜、日曜、祝日の設定はありません。
- ②開放中止（天候不良を含む）の場合、学校にて子どもたちに指示をします。
- ③校庭開放への来校については、放課後に一度帰宅してからの場合に限定します。
- ④校庭開放については学校の管理外となっております。校庭開放中のけがや事故等については教職員が対応できない場合があります。今後、校庭開放見守り員の配置が予定されています。学校への行き帰りも含め、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象にはなりません。傷害保険の対応については、別紙「放課後における校庭開放（児童の自由な遊び場）について」記載の『保険』にてご確認ください。
- ⑤子どもたちへの注意事項は下記3にてご確認ください。

3. 子どもたちへの注意事項

- (1) 必ず家の人に「学校へ行くこと、帰る時間」を伝えてから来る。
- (2) 学校への行き帰りには十分気を付ける。（自転車での来校は禁止。）
- (3) 食べ物・飲み物、ゲーム等の持参は一切禁止。必ず、終了時間までに学校を出る。
- (4) 運動場以外の場所には行かない。けがのないよう、安全に過ごすようにする。